平成２１年（フ）第１０９号
三重県三重郡川越町大字豊田527番地１
破産者　株式会社タカコーポレーション
１　決定年月日　平成21年９月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第３３４号
京都市左京区吉田上大路町29番地６
破産者　エス・イー・エフ株式会社
１　決定年月日　平成21年９月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１１５号
奈良県生駒郡三郷町立野南１丁目５番26号
破産者　信貴ヶ丘住宅株式会社
１　決定年月日　平成21年９月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第１６１号
岡山県高梁市宇治町穴田369番地の５
破産者　藤後建設株式会社
１　決定年月日　平成21年９月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１６６号
岡山県加賀郡吉備中央町上加茂2271番地２
破産者　山﨑　浩樹
１　決定年月日　平成21年９月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第８６号
香川県観音寺市大野原町花稲558番地１
破産者　有限会社ビッグビーンズ
１　決定年月日　平成21年９月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所観音寺支部

平成１９年（フ）第７４号
岩手県奥州市前沢区字立石１番地
破産者　株式会社菅原工務店
１　決定年月日　平成21年９月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２１年（フ）第１２４号
秋田市四ツ小屋小阿地字柳林８番地の５
破産者　有限会社池田企画
１　決定年月日　平成21年９月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１３６号
東京都立川市曙町３丁目24番28号
破産者　サン・ライフ株式会社
１　決定年月日　平成21年９月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１３７号
東京都昭島市緑町４丁目８番14号
破産者　南　　清
１　決定年月日　平成21年９月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第３４６号
東京都立川市柏町４丁目61番地の13、破産手続開始決定時の住所東京都武蔵村山市中藤１丁目43番地の２
破産者　廣田　辰弘
１　決定年月日　平成21年９月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第３４７号
東京都立川市柏町４丁目61番地の13、破産手続開始決定時の住所東京都武蔵村山市中藤１丁目43番地の２
破産者　廣田　早苗
１　決定年月日　平成21年９月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第３５１号
川崎市幸区戸手１丁目１番３号
破産者　有限会社西管工
１　決定年月日　平成21年９月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第３１号
静岡県磐田市上万能139番地５
破産者　松尾　旭純
１　決定年月日　平成21年９月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第１２５号
三重県四日市市天カ須賀１丁目５番23号、住民票上の住所三重県四日市市大字茂福131番地２
破産者　亀井　紫朗
１　決定年月日　平成21年９月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２０年（フ）第９８１号
大阪府泉南郡田尻町吉見624番地の５
破産者　エスアイ株式会社
１　決定年月日　平成21年９月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第２９８号
大阪市東住吉区湯里６丁目１番２号
破産者　株式会社グローブ
１　決定年月日　平成21年９月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第３７３号
大阪府貝塚市小瀬１丁目47番４号
破産者　株式会社新野工務店
１　決定年月日　平成21年９月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第３７５号
大阪府貝塚市小瀬１丁目47番４号
破産者　カツユキ工業有限会社
１　決定年月日　平成21年９月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第４２０号
大阪府岸和田市春木若松町169番地の２
破産者　有限会社新土
１　決定年月日　平成21年９月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第４６６号
大阪府岸和田市尾生町2979番地の１
破産者　井上光学株式会社
１　決定年月日　平成21年９月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成１９年（フ）第５２６号
岡山市内山下２丁目２番２号
破産者　有限会社片山画廊
１　決定年月日　平成21年９月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係